

山県市青波福祉プラザ指定管理者募集要項

山県市青波福祉プラザ（以下「福祉プラザという。」）の指定管理者（管理運営を行う団体）を次のとおり募集します。

募集要項については、以下の各項目によるほか、関係する法令等を参照してください。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例（平成 17 年条例第 27 号）
- (3) 山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 52 号）
- (4) 山県市情報公開条例（平成 15 年条例第 159 号）
- (5) 山県市個人情報保護条例（平成 15 年条例第 150 号）
- (6) その他管理運営及び事業に適用される法令

1. 対象施設

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名称 | 山県市青波福祉プラザ（旧 青波保育園 転用） |
| (2) 設置目的 | 乳幼児から高齢者までの交流の場及び生活支援の場を提供することにより、交流の促進及び健康の維持増進を図り、もって地域住民の福祉の増進と福祉活動の育成発展に寄与することを目的とします。 |
| (3) 所在地 | 岐阜県山県市青波 249 番地 3 |
| (4) 建築年月日 | 昭和 52 年 1 月 1 日 |
| (5) 設置年月日 | 平成 18 年 4 月 1 日 |
| (6) 施設概要 | 敷地面積：1,395.66㎡
建面積：413.10㎡
延床面積：413.10㎡
構造：鉄骨ブロック造平屋建
施設内容：部屋 5（内、和室 1）、事務室 1
その他 1、屋外広場 1 |
| (7) 担当部署 | 保健福祉部 社会福祉課 |
| (8) その他 | <ul style="list-style-type: none">・ この施設は、平成 17 年 10 月 12 日付けで、児童福祉施設（保育所）の財産処分（転用）承認されたもので、平成 18 年 3 月下旬までに改修工事を予定しています。・ その他詳細は、山県市青波福祉プラザ指定管理者仕様書のとおりです。 |

2. 使用時間等

山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例第 3 条並びに第 4 条の規定によります。

- (1) 休館日

- ・ 日曜日及び土曜日
 - ・ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ・ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 使用時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 休館日及び使用時間の変更

指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日及び使用時間を変更、若しくは臨時に休館日を定めることができます。

3. 指定管理者が行う業務

山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例第7条の規定並びに山県市青波福祉プラザ指定管理者仕様書によります。

- (1) 福祉プラザの維持管理に関する業務
- (2) 福祉プラザの使用許可業務
- (3) 福祉プラザの事業の実施に関する業務
- (4) その他、募集要項及び仕様書に記載のない事項や管理運営を行うにあたり生じた疑義などは、指定管理者と山県市とで協議することとします。

4. 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間とします。

5. 使用料（利用料金）

福祉プラザの使用料は、山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例第11条の規定によります。また、指定管理者は、同条例第12条の規定により、収受することとします。

6. 申請資格

法人その他の団体で、施設の設置目的を最も効果的に達成することができるものと認められるものとします。個人での申請はできません。

また、一般的な社会的責任要件として、次の要件を付します。

- (1) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法142条（同条を準用する場合を含みます。）若しくは同法第180条の5第6項の規定に抵触しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 当該団体の責めに帰すべき理由により、地方自治法第244条の2第1項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 国税又は地方税の滞納がないこと。（非法人にあっては、当該団体の代表者が該当する場合を含みます。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

でないこと。

- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生の手続きを行っていないこと。

7. 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成18年1月18日（水）から平成18年1月31日（火）までの間。ただし、閉庁日を除きます。

(2) 配布場所

山県市役所保健福祉部社会福祉課
（市役所庁舎東側 山県市保健福祉ふれあいセンター1階）

(3) 配布時間

午前8時30分から午後5時15分まで

8. 資料の閲覧

指定管理者の指定申請前に、山県市青波福祉プラザの関係書類を閲覧することができます。

(1) 閲覧資料

- ア 建設工事竣工図等
- イ 改修工事図面等（改修箇所がわかるもの）
- ウ 関係規定等

(2) 閲覧期間

平成18年1月18日（水）から平成18年2月2日（木）までの間。ただし、閉庁日を除きます。

(3) 閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 閲覧場所

山県市役所保健福祉部社会福祉課内
（市役所庁舎東側 山県市保健福祉ふれあいセンター1階）

(5) 留意事項

- ア 閲覧を希望する場合は、あらかじめ山県市保健福祉部社会福祉課へ連絡し、予約をしてください。
- イ 資料の持ち出しは禁止とします。なお、閲覧場所内における筆記、持ち込み機器による複写は可能とします。
- ウ 本資料の中には、設計当初の内容のものもあり、変更されている箇所がある場合がありますのでご了承ください。
- エ 個人情報に記載された資料は、閲覧することができません。

9. 提出書類

- (1) 山県市青波福祉プラザ指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 福祉プラザの管理に関する事業計画書

- (4) 福祉プラザの管理に関する収支予算書
- (5) 団体の概要及び活動状況を記した書類
- (6) その他市長が必要と認める書類
 - ア 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、非法人にあっては当該団体の代表者の身分証明書
 - イ 青波福祉プラザの活性化を図るための提案書

10. 申請書等書類提出期間

平成18年2月8日（水）から平成18年2月13日（月）まで
（閉庁日を除きます。午前8時30分から午後5時15分まで）

11. 提出部数

正本1部、副本8部を提出してください。提出書類は、原則として日本工業規格A4判とし、ファイル等に綴じて提出してください。

12. 提出方法、提出先

山県市役所保健福祉部社会福祉課へ持参してください。郵送等は不可とします。

13. その他書類提出にあたっての留意事項

- (1) 申請・提案の際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。
- (2) 提案書の著作権は、提案者に帰属します。ただし、申請書類及び提案書等は、複写することができるものとします。また、山県市情報公開条例の規定により開示又は公表することがあります。
- (3) 山県市がいったん受理した申請・提案書類については、内容の変更は認めません。ただし、提出期限までに明らかな間違い、軽微な修正を要する部分があった場合は、正本、副本の全部との引き換えによりこれを認めるものとします。

14. 選考方法

「山県市公の施設の指定管理者選定委員会」において、選定基準に基づき、応募書類等により総合的に評価して選定を行います。

15. 選考結果

応募者全員に、書面にて通知します。

16. 指定管理者の指定

議会（平成18年3月定例会を予定）の議決を経て指定の決定をします。

17. その他選定等にあたっての留意事項

- (1) 申請予定者は、選定委員会委員及び関係市職員と本件提案についての接

触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格とすることがあります。

- (2) ひとつの団体等が複数の提案をすることができません。
- (3) 申請者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外します。
 - ア 申請書類提出期間に所定の書類が整わなかった場合
 - イ 申請書類提出後に、事業計画の内容を変更した場合
 - ウ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
 - エ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
 - オ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
 - カ その他不正な行為があった場合

18. 選定基準

事業計画等に関する明瞭性・独自性・実現可能性・的確性等の提案内容を考慮し、総合点数方式での審査により採点のうえ、指定管理者を選定します。

山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例第6条第2項の規定による審査基準に基づく具体的な評価項目は、次のとおりとします。

《評価項目》

■ 指定管理者候補団体について	
1	業務遂行能力はみとめられるか（会計能力、事務処理能力等）
2	福祉に関する事業の実施実績はあるか
3	人員の配置は適切にされているか
4	個人情報の取扱いに対する措置は適切になされているか
■ 提案書全体について	
5	提案書の趣旨がよく理解できるものであるか（明瞭性）
6	提案書の独自性はあるか（他に例を見ないものか）
7	提案書の実現可能性があるか
8	提案書が青波福祉プラザの趣旨・目的に合致しているか（的確性）
9	提案書が社会的ニーズ、利用者ニーズに合致しているか（社会性）
10	事業実施のための人材育成を効果的に図っているか
■ 提案書の内容について	
11	提案書の内容が山県市及び市民団体と協力・連携を図れるものか
12	利用者に関する現状認識がよくなされているか
13	利用者に関する現状に対する課題が的確にはあくされているか
14	福祉プラザの一体的活用のための手法は効果的か
15	関係者との連携を図るための手法は効果的か

- (1) 指定管理者申請の辞退・選定結果通知後の辞退

指定管理者申請者が申請を辞退するときは、必ず山県市社会福祉課に辞退届を提出してください。選考結果通知後に辞退することは、理由のいかんを問わず認められません。万一、選定結果通知後に辞退した場合、山県市が被った被害について、賠償請求をすることがあります。

- (2) 指定の取消し

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」といいます。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

取消しとなった場合は、申請者の順位付けにおいて第２位に決定した申請者を指定管理者として選定することとします。（第２位の申請者について同様の事態が発生した場合は、第３位以降の申請者について順次同様に扱うこととします。）

ア 山県市議会において指定にかかる議案が否決されたとき。

イ 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件をおこしたとき。

ウ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。

エ 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

オ 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。

カ 要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。

キ その他指定管理者に指定することが不可能になったとき又は著しく不当と認められる事情が生じたとき。

19. 質 問

質問がある場合は、次の要領により質問することができます。ただし、質問は直接又は電話によることができません。

(1) 質問期限

この募集要項を受け取った日から平成１８年１月３１日（火）午後５時１５分までの間（持参以外の提出の場合は、期限必着）とします。

(2) 質問様式

任意様式とします。

(3) 質問方法

山県市保健福祉部社会福祉課へ質問用紙を持参、郵送、ＦＡＸにより送付するか、電子メールにより送信してください。口頭による質疑は受け付けません。

(4) 回答方法

ホームページにより質問内容及び回答を随時公表します。

20. 問い合わせ先

山県市役所 保健福祉部 社会福祉課
（市役所庁舎東側 山県市保健福祉ふれあいセンター１階）
〒501-2192 山県市高木1000番地1
電話番号 0581-22-6837（直通）
FAX 0581-22-6841

E-mail s-fukushi@city.gifu-yamagata.lg.jp

様式第 1 号(第 2 条関係)

青波福祉プラザ指定管理者指定申請書

年 月 日

山県市長 様

	団体名	
申請者	所在地	
	代表者名	印

青波福祉プラザの指定管理者の指定を受けたいので、山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例施行規則第 2 条の規定により申請します。

記

1 提出書類

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (2) 福祉プラザの管理に関する事業計画書
- (3) 福祉プラザの管理に関する収支予算書
- (4) 団体の概要及び活動状況を記した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 担当者連絡先

